

## 基本目標Ⅲ 男女が健康で、安心・安全に暮らせる社会づくり

配偶者や交際相手（以下、「配偶者等」という。）からの暴力（ドメスティック・バイオレンス。以下、「DV」という。）や、ストーカー行為、性犯罪、セクシュアル・ハラスメントなどは、重大な人権侵害であり、個人の尊厳を傷つけるだけでなく、社会全体に深刻な影響を与えるとともに、男女共同参画社会の実現を妨げるものです。あらゆる形態の暴力の根絶に向けた取組を推進するとともに、男女が互いの身体的性差を理解し合い、心身の健康に関する正しい知識を持って健康で暮らせるよう支援します。

また、社会を取り巻く環境が変化する中で、ひとり親家庭や高齢者、障がい者など全ての人が安心して暮らせるよう、社会づくりの支援や体制を整備します。

重点項目 8 男女間における暴力の根絶

重点項目 9 生涯を通じた男女の健康の支援

重点項目 10 みんなが安心して暮らせる社会づくり

## 重点項目 8 男女間における暴力の根絶

### 施策（１） 男女間のあらゆる暴力を許さない社会意識の醸成

#### 《現状と課題》

DV、性犯罪、セクシュアル・ハラスメント、ストーカーからの暴力行為などは、それ自体が身体・精神を問わず重大な人権侵害であり、決して許されるものではありません。特に女性に対する暴力は、男女共同参画の推進を阻害する大きな要因の一つです。

様々な場で人権意識の浸透を図るとともに、法制度の周知などの啓発活動を通して、決して「暴力を許さない」という社会的認識を高めることが重要です。

#### 《方向性》

配偶者等男女間の暴力は犯罪であり、重大な人権侵害であるという認識を浸透させ、あらゆる暴力を許さない社会風土を醸成するために、啓発活動を推進します。

#### 《具体的取組》

内 容	担当課
<b>DVに関する法制度の周知</b> ・市広報等によるDVに関する法制度の周知	市民生活課
<b>セクシュアル・ハラスメント等の防止対策の推進</b> ・セクシュアル・ハラスメント防止の啓発と相談体制の整備	市民生活課
・市職員に対する啓発	人事課
・企業等に対する情報提供・啓発	商工労働課
<b>男女間における暴力防止対策の推進</b> ・性犯罪・売買春・ストーカー行為などの防止啓発 ・防犯外灯の設置補助	市民生活課

## 施策（２） 相談体制の充実及び被害者の保護

### 《現状と課題》

平成２８年に本市が実施したアンケート（問８）で、過去５年間に配偶者等からの暴力の有無について調査したところ、「何度もあった」、「１、２度あった」の回答が最も多かったのは、「心理的攻撃（精神的な暴力）」で、全体の１６．５％、「身体的暴行（身体的な暴力）」で、全体の９．２％となり、男女間の暴力を根絶する取組が必要です。

また、アンケート（問１１）では、配偶者等からの暴力等の相談窓口（相談機関）の周知度は、「山陽小野田警察署/厚狭幹部交番」で３９．４％、「山陽小野田市人権・男女共同参画室」で２８．９％程度で、国や県、その他の相談窓口（相談機関）についても５割以上が「知らない」と回答され、相談窓口（相談機関）の周知度が非常に低い結果となっています。被害者の潜在化を防止するため、市役所をはじめとするDVの相談窓口や相談機関の情報について広く知っていただく必要があります。

被害者が必要としている支援を受けられるよう、相談員が適切な情報提供等を行うとともに、関係機関、庁内関係部署との効果的な連携により円滑な保護、支援が行えるような体制を整備していくことが求められています。

### 《方向性》

相談窓口や相談機関を周知するために、啓発資料の作成・配布、広報紙への掲載等、各種媒体を活用した情報提供の充実を図ります。

DV相談は、関係機関との連携協力のもと対応しており、引き続き相談体制の充実を図ります。相談に当たっては、被害者の負担軽減のため、庁内関係部署との連携を図り、各種制度の申請など必要な手続きを一括して行えるワンストップ・サービスに努めます。

また、相談員となる職員を専門研修機関へ派遣し、専門的知識を習得させ、相談内容の秘密保持と個人情報の管理を徹底します。

《具体的取組》

内 容	担当課
<b>相談窓口・相談機関の周知</b> ・市広報・パンフレット等による相談窓口・相談機関の周知	市民生活課
<b>相談体制の充実</b> ・職員による一般相談及びDV相談の体制の充実強化 ・弁護士・司法書士による法律相談	市民生活課
・各校への教育相談室の整備・拡充とスクールカウンセラーの配置 ・派遣要請に応じたスクールソーシャルワーカーの派遣	学校教育課
<b>被害者の安全確保</b> ・被害者の適切かつ迅速な保護	市民生活課
<b>被害者等に関わる情報管理の徹底</b>	市民生活課 関係各課

### 施策（３） 被害者の自立に向けた支援

#### 《現状と課題》

被害者が自立した生活を送るために必要な各種制度や支援内容について、関係機関、庁内関係部署等の情報を収集し、被害者の状況に応じて必要な情報を提供していくことが求められます。

被害者が自立した生活を送るためには、住宅の確保、就業支援、経済的支援、福祉サービスの提供等、被害者の状況に応じた支援が求められます。

DVは、被害者のみならず、その子どもにも悪影響を及ぼすことから、保育園、学校、児童相談所等の関係機関との連携が不可欠です。

また、被害者は、加害者からの追求の恐怖、経済的な問題、将来への不安等により精神的にも不安定な状態にあるため、心身の回復、精神的自立に向けた支援も必要となります。

#### 《方向性》

被害者の自立のために各種制度や支援内容について、被害者の状況に応じて必要な情報を一元的に提供できるよう整備します。

被害者の自立支援のため、県、関係機関、庁内関係部署等と連携し、就業支援、就学支援、生活支援等、被害者の状況に応じた各種支援の充実を図ります。

#### 《具体的取組》

内 容	担当課
<b>被害者の自立に向けた情報の提供</b> ・ 県や庁内関係部署と連携した自立のための情報提供	市民生活課 関係各課
<b>被害者の自立に向けた生活支援</b> ・ 就業支援	商工労働課 社会福祉課 障害福祉課
・ 就学支援	学校教育課
・ 生活保護	社会福祉課
・ 市営住宅等住宅の確保に向けた支援	建築住宅課
・ 国民健康保険、国民年金手続	国保年金課

内 容	担当課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保育園、幼稚園、児童クラブ、関係機関等と連携し子どもに対する支援</li> </ul>	子育て支援課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保健師、医療機関、地域・学校関係が連携し、被害者等の心身の回復、精神的自立に向けた支援</li> </ul>	健康増進課

## 施策（４） 配偶者等からの暴力防止対策推進体制の整備

### 《現状と課題》

配偶者等からの暴力の相談件数が年々増加し、相談内容も複雑・多様化する中で、適切な対応を行うには、関係機関等との連携強化が不可欠となっています。

県、警察をはじめとする関係機関及び庁内関係部署、民間支援団体との相互連携を図り、被害者からの相談の対応並びに保護及び支援を適切かつ効果的に行うことが求められます。

山陽小野田市市民生活課で受けたDV相談件数

年 度	件 数
H 2 9	4 1
H 2 8	5 4
H 2 7	4 1
H 2 6	2 0
H 2 5	1 9

### 《方向性》

被害者の保護や自立支援等に迅速、適切に対応できるよう、また、多様化する暴力へ対応するため、庁内関係部署と連携を図るとともに、山口県男女共同参画相談センター、警察、社会福祉協議会、医療機関、民間支援団体等と情報を共有し、連携強化を図ります。

### 《具体的取組》

内 容	担当課
<b>関係部署、関係機関等との連携強化</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 弁護士・司法書士による法律相談</li><li>・ 人権擁護委員による相談</li><li>・ 配偶者等暴力相談支援連絡協議会における情報交換及び相互連携</li></ul>	市民生活課

内 容	担当課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 家庭児童相談業務との連携</li> <li>・ 要保護児童対策地域協議会「子育て支援ネットワーク協議会」を中心とした児童虐待や発達障がい児対策等の充実</li> </ul>	子育て支援課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 小・中学校生徒指導担当者会議の実施</li> <li>・ 山陽小野田市配偶者等暴力相談支援連絡協議会への参加</li> </ul>	学校教育課
<p><b>民間支援団体との連携</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定非営利活動法人山口女性サポートネットワークとの連携</li> </ul>	市民生活課



## 重点項目 9 生涯を通じた男女の健康の支援

### 施策（１） 生涯を通じた健康の保持増進対策の推進

#### 《現状と課題》

高齢者の介護は、家庭だけでなく地域でも考えていかねばならない喫緊の課題です。

こうした介護の負担を要介護者の家族、とりわけ女性に集中することなく、社会全体で支えるシステムづくりが求められています。

また、年齢や障害の有無にかかわらず、全ての人が地域社会で自立し、生きがいを持って生活することができるよう、福祉サービスや健康づくりのための環境整備が必要です。

男女がそれぞれ異なる身体的性差を十分に理解し合った上で、一人ひとりの人権を尊重し認め合いながら、相手に対する思いやりをもって生きていくことこそが、男女共同参画社会の実現のための前提といえます。

女性は、その身体に妊娠や出産のためのしくみが備わっているため、生涯を通して男性とは異なる健康上の問題に直面します。思春期、妊娠・出産・育児期、更年期、高齢期など、生涯を通して健康に関する自己管理ができるよう、健康支援の取組も必要になってきます。

#### 《方向性》

介護の負担が女性だけにかからないよう、社会全体で支える介護保険制度の着実な実施や活用を図るとともに、高齢者や障害者を含む全ての人が地域社会で自立し、生きがいをもって生活できるよう支援します。

また、男女がともに生涯を通して健康に過ごせるよう、健康づくりの支援に努めるとともに、健康管理意識の啓発に努めます。さらに、高齢者がその豊富な知識や経験を生かし、さまざまな分野でいきいきと活躍できる生涯現役社会づくりを推進します。

女性が生涯を通して、自らの健康について自由に選択し、意思決定できるよう、性と生殖に関する健康・権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）に関する意識啓発や学習機会の充実に努めます。

《具体的取組》

内 容	担当課
<b>介護予防、認知症予防の推進</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 介護予防の推進</li> <li>・ 介護（予防）サービスの充実</li> </ul>	高年齢福祉課
<b>健康づくりの推進</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 健康診査・健康教育・健康相談（定例外）の実施</li> <li>・ 家庭訪問の実施</li> </ul>	健康増進課
<b>在宅保健福祉サービスの充実</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 訪問健康診査の実施</li> </ul>	健康増進課
<b>相談体制、情報提供体制の整備</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域包括支援センター運営事業・高齢者相談事業の実施</li> </ul>	高年齢福祉課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 定例健康相談の実施</li> <li>・ 随時相談（来所・電話）での対応</li> <li>・ SOS 健康・情報センターからの情報発信・受信</li> </ul>	健康増進課
<b>「性と生殖に関する健康・権利」（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）に関する意識啓発</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 性に関する相談の実施</li> </ul>	健康増進課
<b>食育の推進</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 食育事業の実施</li> </ul>	健康増進課

## 施策（２） 妊娠・出産等に関する健康支援

### 《現状と課題》

結婚や出産年齢が上昇傾向にあることから、不妊治療や妊産婦の健康診査の充実など、安心して妊娠・出産できる環境を整備することが必要です。また、母子の健康が確保されるよう身体健康管理はもとより、妊娠・出産・育児に対する不安軽減のための支援も行っていく必要があります。

### 《方向性》

妊娠期から出産・育児まで切れ目のない支援をするために保健体制の充実を図るとともに、正しい知識や情報を得るための機会の提供、気軽に相談できる支援体制を整備します。

### 《具体的取組》

内 容	担当課
<b>「性と生殖に関する健康・権利」(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)に関する意識啓発</b> ・ 新生児訪問に併せて家庭計画指導を実施	健康増進課
<b>母性保護の重要性と正しい認識のための啓発</b> ・ マタニティマークの周知 ・ 妊娠届出時の面接相談の実施 ・ マタニティスクールの開催	健康増進課
<b>妊娠・出産期と乳幼児期の母子保健体制の充実</b> ・ 妊産婦、新生児、乳児期の家庭訪問・相談の実施 ・ 妊産婦健康診査、乳幼児健康診査の実施 ・ 家庭訪問の実施 ・ 子育て世代包括支援センター・ココシエの設置	健康増進課
<b>不妊への支援</b> ・ 不妊治療費助成制度（一般・人工授精・特定）の実施	健康増進課
<b>母子保健推進員による地域活動の支援強化</b> ・ 資質向上のための研修会実施	健康増進課

内 容	担当課
<p><b>妊娠・出産・子育てへの社会的支援</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 妊産婦健康診査受診補助</li> <li>・ 乳児一般健康診査受診補助</li> <li>・ 乳幼児精密健康診査</li> <li>・ 予防接種</li> </ul>	健康増進課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ パパママ教室</li> <li>・ マタニティクラス</li> <li>・ ベビークラス（アフターヨガ）</li> <li>・ 立会分娩個別指導</li> <li>・ マタニティヨガ</li> <li>・ 母乳外来</li> </ul>	市民病院

### 施策（３） 適切な性教育の推進

#### 《現状と課題》

インターネットや携帯電話などの普及により、児童生徒が有害情報にふれる可能性が高くなっています。有害情報や性的な被害から児童生徒を守るために、発達段階に応じた正しい知識を身に付けさせる必要があります。

#### 《方向性》

地域社会において、適切な性教育を推進する中で、学校においては、学習指導要領に基づいて、児童生徒の発達の段階や受容能力に応じた適切な性教育を、保護者や地域の理解、専門機関の協力を得ながら、実施していくとともに、教職員に対する性教育の内容や進め方などについての研修の充実に努めます。

#### 《具体的取組》

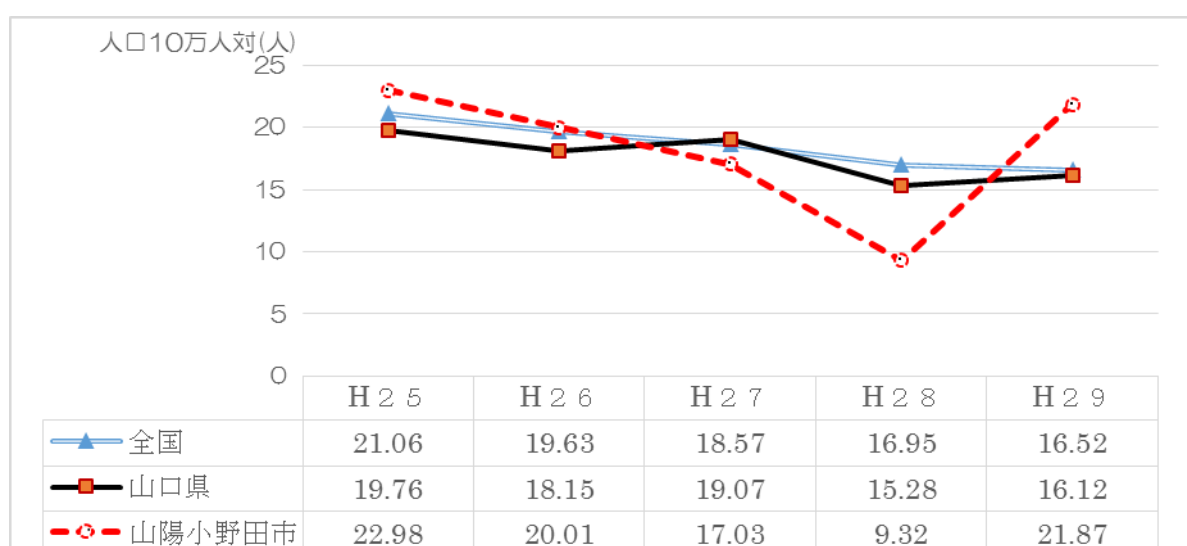
内 容	担当課
<b>学習指導の充実</b> ・学校指導要領及び学校保健・安全計画に基づいた体育科・保健体育科での授業の実施 ・学校・家庭における性に関する学習機会の充実	学校教育課

## 施策（４） 心身の健康をおびやかす問題についての対策の推進

### 《現状と課題》

本市の自殺による死亡率は、全国・県と比較すると高い状況であるため、市民一人ひとりがこころの健康への関心を高めるとともに、相談窓口の普及啓発をしていくことが必要です。飲酒・喫煙やエイズ等の性感染症、薬物乱用の問題については、正しい知識を持ち、自ら判断できる社会人を育成するために、義務教育段階からの発達に応じた教育が必要です。また、飲酒は休肝日を設け、適切な飲酒量を守り健康を維持することや、喫煙については禁煙や受動喫煙対策を進めていく取り組みが重要です。

国・県・市の自殺死亡率の推移



資料：厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」

### 《方向性》

自殺対策については、こころの相談窓口の周知や人材育成、関係機関との連携を行っていきます。飲酒・喫煙やエイズ等の性感染症、薬物乱用の問題については、自らの健康は自ら管理できるよう、学校や地域における健康教育等に努めます。

《具体的取組》

内 容	担当課
<p>エイズ・薬物・飲酒・喫煙に対する学校教育                      ・全小・中学校での「薬物乱用ダメ。絶対。教室」の実施</p>	<p>学校教育課</p>
<p>市の自殺の現状やうつ病等に関する正しい知識、相談機関の周知</p>	<p>健康増進課</p>
<p>ホームページ、市広報、ラジオ、健康教育などで自殺予防週間、自殺対策強化月間の普及啓発</p>	<p>健康増進課</p>
<p>「こころのサポーター（気づき・声かけ・つなぎ・見守りができる人材）」の養成</p>	<p>健康増進課</p>
<p>適切な飲酒量、休刊日の意義などを普及啓発する出前講座の実施</p>	<p>健康増進課</p>
<p>子ども市民教育推進事業で喫煙の害についての健康教育を実施</p>	<p>健康増進課</p>
<p>禁煙・分煙施設の増加推進及び10メートルルールの周知</p>	<p>健康増進課</p>
<p>禁煙外来の周知</p>	<p>健康増進課</p>

## 重点項目 10 みんなが安心して暮らせる社会づくり

### 施策（１） ひとり親家庭等に対する支援

#### 《現状と課題》

ひとり親家庭では、仕事や子育て、家事等を一人で担わなければならない、経済的、身体的、精神的な負担が大きい、子供の養育や経済的な問題を抱える世帯に対して、自立支援を行う必要があります。また、女性は出産・育児等による就業の中断が多いことから、男女共同参画を推進し、均等な機会と公正な待遇の確保、女性が働きやすい就業環境の整備等に取り組む必要があります。

#### 《方向性》

関係機関等と連携し、離職者、求職者等の雇用の安定確保を図るとともに、ひとり親家庭等の支援に取り組みます。

#### 《具体的取組》

内 容	担当課
男女雇用機会均等法、労働基準法、パートタイム労働法などの関係法令の周知徹底（再掲 I-1-(1)、I-3-(1)(2)）	商工労働課
就業・再就職対策の充実促進（再掲 I-1-(1)、I-3-(2)） ・資格・技能取得などの情報提供	商工労働課
ひとり親家庭に対する自立支援 ・母子家庭高等技能訓練促進費等給付金の支給	子育て支援課



## 施策（２） 高齢者が活躍できる地域社会の実現

### 《現状と課題》

長年培ってきた知識や経験、技能などを生かして、地域に貢献したいと考える高齢者の環境づくりのため、介護ボランティア活動制度を通じて、介護施設等での行事の手伝いや参加者への支援の場を設けることなど介護予防活動をする必要があります。

### 《方向性》

高齢化が進む中で、生涯にわたり生きがいを持ち、住み慣れた家庭や地域でできる限り自立し安心して暮らせるよう、高齢者の多様な社会参加の促進に向けた支援や制度の充実を図ります。

### 《具体的取組》

内 容	担当課
<b>高齢者の社会参画の促進</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・高齢者の地域・ボランティア活動への参加促進事業の実施</li><li>・高齢者の活動拠点の確保・生きがいづくり推進事業の実施</li><li>・老人福祉作業所維持整備事業の実施</li></ul>	高齢福祉課
<b>シルバー人材センター事業への支援</b>	商工労働課

### 施策（３） 高齢者が地域で安心して暮らせる体制の整備

#### 《現状と課題》

介護が必要な状態になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを、人生の最期まで続けることができるよう、医療・保健・福祉の相互連携を強化させながら充実していきます。また、住み慣れた地域で自立した日常生活を実現できるよう、地域住民の自助・互助の意識を高め支えあいの地域づくり、幸福感・満足感のある地域づくりを推進する必要があります。

#### 《方向性》

高齢者が地域で安心して生活が維持できるよう、高齢者の様々な相談に適切に対応します。また、継続的専門的に支援を行うため、地域包括ケアシステムの基盤を強化し、高齢者一人ひとりのニーズに応じて在宅生活が維持できるよう、介護サービスの質の向上、及び医療・介護等関係者の連携による取組を推進します。

一人暮らしなどで生活に不安のある高齢者の安全確保と不安解消のため、高齢者緊急時見守り事業（安心相談ナースホン制度）の充実を図るとともに、事業の周知等、安心相談ナースホンの設置を推進します。

#### 《具体的取組》

内 容	担当課
<b>高齢者福祉計画の推進</b> ・計画の達成状況の点検、分析、評価	高齢福祉課
<b>在宅保健福祉サービスの充実</b> ・在宅医療・介護連携推進事業の実施	高齢福祉課
<b>介護保険制度の円滑な運営</b> ・介護給付・介護サービス適正化事業の実施	高齢福祉課
<b>民間福祉団体の育成支援</b> ・社会福祉協議会に登録されている福祉活動ボランティア団体の育成支援	社会福祉課
<b>地域ネットワークづくりの促進</b> ・高齢者緊急時見守り事業の実施	高齢福祉課

内 容	担当課
・ 社会福祉協議会と民生児童委員協議会の協働による「ふれあいネットワークづくり運動」の実施	社会福祉課

## 施策（４） 障がいの有無によって分け隔てられることのない共生社会の実現

### 《現状と課題》

障がい者が地域の中で生活する上で、家族の高齢化等による介護力の低下や障がい者に対する理解が進んでいないことなどの現状があります。居宅介護などの訪問系サービスや移動支援の充実を図るほか、障がい者や障がいの特性について啓発を進めることで地域生活の障壁（バリア）を取り除き、安心して社会参加できるまちづくりを進めていくことが必要です。

### 《方向性》

障がいの種別や程度に応じた適切なサービスの提供と支援体制の充実を推進するとともに、障がいを理由とする差別の解消に向けた啓発を推進することで、障がいの有無にかかわらず、市民が相互に人格と個性を尊重して共生する地域社会の実現を目指します。

### 《具体的取組》

内 容	担当課
<b>障がい者計画の推進</b> ・ 計画の達成状況の点検、分析、評価	障害福祉課

## 施策（５） 子どもの安全確保と健全育成

### 《現状と課題》

次代を担う子どもたちが健やかに育ち、個性と能力を発揮できる社会を目指す視点から、子どもの頃から男女共同参画の理解を促進することが重要です。また、安全で安心して暮らせる環境の確保や健やかな成長に向けた支援が必要です。

### 《方向性》

子どもの頃から男女共同参画を促進するため、幼児期から発達段階に応じて人への愛情、人権の尊重、男女の平等、男女の相互理解と協力、家庭生活の大切さなどに関する教育を推進するとともに、自ら健康管理できるよう、学校や地域における健康教育の充実を図ります。

### 《具体的取組》

内 容	担当課
<b>学習指導の充実（再掲Ⅱ-7-(1)）</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教育指導の充実と年間指導計画の明確化</li> <li>・道徳、学級活動における特設・参観授業の実施</li> <li>・人権教育啓発に係る作品募集（標語、詩、ポスター）</li> </ul>	学校教育課
<b>相談体制の充実（再掲Ⅲ-8-(2)）</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各校への教育相談室の整備・拡充</li> <li>・スクールカウンセラーの配置</li> <li>・派遣要請に応じたスクールソーシャルワーカーの派遣</li> </ul>	学校教育課
<b>関係部署、関係機関等との連携強化（再掲Ⅲ-8-(4)）</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小・中学校生徒指導担当者会議の実施</li> <li>・学校警察連絡協議会の実施</li> <li>・いじめ問題対策協議会の実施</li> <li>・通学路安全推進会議と関係機関合同点検の実施</li> </ul>	学校教育課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・要保護児童対策地域協議会「子育て支援ネットワーク協議会」を中心とした児童虐待や発達障がい児対策等の充実</li> </ul>	子育て支援課